移住お試し住宅

TANZAWA LIFE

ご利用案内

秦野市都市部交通住宅課

令和8年9月3日改定

当施設は、秦野市への移住を検討していただくための施設であり、ホテルや旅館ではありません。趣旨をご理解いただき、ルールを守ってご利用くださいますようお願いいたします。

１　お申込みにあたって

（1）　ご利用いただける方

秦野市外に住所がある方で、秦野市への移住を希望または検討されている方

※２名以上でのお申込みの場合、同一世帯または親族関係にある方に限ります（友人同士等のご利用はできません）。なお、ご利用の際は、身分証明書により住所地等を確認させていただきます。

（2）　利用人数

最大利用人数は、５名までです。

（3）　利用時間

利用開始（チェックイン）　　手続きは１０時から１５時までです。

利用終了（チェックアウト）　手続きは１０時から１２時までです。

※予約日が他の利用者と重なっている場合、時間調整させていただくことがございます。

（4）　利用期間

令和８年１０月１日（木）から令和８年１２月２８日（月）まで

※１０月１６日（金）から１０月１７日（土）は除く

（5）　滞在期間及び体験料

滞在期間	体験料（１世帯あたり）
２泊３日～６泊７日	１０，０００円

※１泊２日でのご利用はできません。

※体験料は、泊数にかかわらず一律の料金です。

※ふるさと寄附金返礼品対象（納税額等について、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」（https://www.furusato-tax.jp）をご確認ください）です。

２　お申込み方法

（1）　ご予約

ホームページの予約申込みフォームに必要事項をご入力いただき、受付期間内に送信してください。

【受付期間】令和８年９月１１日（金）１０時から１５日（火）１２時まで

※令和９年１月４日（月）以降の予約のお申込みはできません。

※お申込みは、１世帯につき１回のみです。２回以上のお申込みをした世帯は、選考対象外とします。

（2）　ご利用決定

予約フォームのお申込み内容を選考して、ご利用を決定します。

※先着順ではありませんのでご注意ください。

ご利用が決定した場合は、移住体験承認決定通知書と体験料納入通知書を郵

送又はメールにて送付（送信）いたします。

※チェックイン時間等について、事前に秦野市よりメールまたはお電話にて別途ご連絡させていただきます。

(3)　体験料のお支払い

ご利用日までに体験料納入通知書に記載されている指定金融機関にて体験料をお支払いください。なお、ふるさと寄附金をされた方はお支払い不要です。

３　ご利用開始時

(1)　チェックイン（１０時から１５時まで）

ご利用決定時にお知らせする時間・場所にお越しください。その際に、ご印鑑、移住体験承認決定通知書、納入済書（領収書）、本人確認書類（運転免許証等）の写しをご持参ください。

施設案内や周辺環境等について担当者から説明させていただきます。

(2)　賃貸借契約の締結

ご利用にあたり、秦野市と利用者様との間で、当施設の賃貸借契約を締結させていただきます。ご印鑑をご持参ください。契約書は、別紙１のとおりです。

４　滞在期間中

(1)　施設備品

当施設の備え付けの備品は、別紙２のとおりです。利用終了時に破損や不足が生じた場合には、利用者様に修理費用等をご負担いただく場合があります。

(2)　ご持参いただく物

・ご印鑑
・移住体験承認決定通知書
・納入済書（領収書）※ふるさと寄附ご利用の方は、チケット
・本人確認書類（運転免許証等）の写し
・寝具（ご自身で用意するのが難しい場合、有料で用意することが可能です）
・寝間着等の着替え
・生活用品（洗面用具、シャンプー、洗濯用洗剤等）
・食材、調味料（市内でも購入可能です）
・その他施設にないもの

(3)　滞在中のお願い事項

・施錠は必ず行ってください。盗難にあった場合、秦野市は一切の責任を負いません。
・室内は清掃に努め、清潔を保ってください。
・退去前に清掃（特にキッチン、トイレ、風呂、洗面所）いただき、ごみは適切に分別してください。
・生ごみや油類をキッチンの流し、トイレ、風呂等に流さないでください。
・ごみは地域の収集場所に出すことはできません。ごみがいっぱいになった場合、担当者が施設へ伺いますのでご連絡ください。

・施設内は禁煙です。
・施設内（屋内、屋外問わず）へのペットの持ち込みは禁止です。

５　ご利用終了時

チェックアウト（１０時から１２時まで）

チェックアウト時刻は、利用終了日の前日までにご連絡いただき、お知らせください。

チェックアウト時刻までに施設内を清掃いただき、「移住お試し住宅「TANZAWA LIFE」アンケート」をご記入ください。担当者が施設へ伺い、施設内の確認をさせていただいたうえ、鍵のご返却と報告書のご提出をもって利用終了となります。

６　注意事項

(1)　大規模災害や施設の修繕等の理由により、予定していた利用を延期または取消しをさせていただく場合があります。
　このことにより利用者様に損害が発生した場合でも秦野市は一切の責任を負いません。

(2)　体験料のお支払いは、指定金融機関での納入通知書でのお支払いのみとなります。クレジットカード等のご利用はできません。

(3)　鍵を紛失した場合、玄関鍵のシリンダー交換費用を利用者様にご負担いただきます。

(4)　施設内での事故、トラブルについては、利用者様の責任において対処していただきます。

(5)　お申込みされた方以外の方（友人など）は、施設を利用できません。

(6)　施設内で薪や炭を使用するバーベキューはできません。

(7)　２０時以降の屋外での飲食などはお控えください。

７　キャンセル

ご利用決定後のキャンセルについては、キャンセル料（１万円）が発生する場合がございます。

８　お問合せ先

(1)　ご予約、施設案内等に関するお問合せ

秦野市役所交通住宅課　受付時間：平日８時３０分～１７時００分
TEL：０４６３（８２）９６４２
Mail：koutsu@city.hadano.kanagawa.jp
URL：https://www.tanzawalife.net/

(2)　ご利用期間中のお問合せ

秦野市役所交通住宅課
（平日）０４６３（８２）９６４２
（土日祝）０７０－６９６８－２５３３

別紙１

移住体験住宅定期建物賃貸借契約書

（契約の締結）

第１条　賃貸人　秦野市長　高橋　昌和（以下「甲」という。）と賃借人　〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次条に掲げる移住体験住宅の賃貸借について、次のとおり借地借家法（平成３年法律第９０号）第３８条に規定する定期建物賃貸借契約を締結する。

（住宅）

第２条　甲は、次の表に掲げる移住体験住宅を乙に貸し付けるものとする。

名　　称	丹沢ライフ
所　在　地	秦野市菖蒲１６４３番地の５
建　設　年	平成１７年
構　　造	木造スレート葺２階建

（契約期間）

第３条　契約期間は、３日以上１４日以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始　　期　　年　　月　　日から

終　　期　　年　　月　　日まで（　　日間）

２　本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新しないものとする。

（料金）

第４条　乙は、次の体験料を移住体験の開始日の前日までに甲に納付しなければならない。ただし、ふるさと寄附金返礼品の宿泊体験チケットの交付を受けた者は、体験料の納付に代えることができる。

体験料　　円

２　前項の体験料には、移住体験住宅の光熱水費（電気及び水道の使用料）、放送受信料及びインターネット利用料を含むものとする。ただし、飲食費、日常生活にかかる消耗品費、移住体験住宅に備え付けられた家具、器具等以外の物品の調達に要する費用及び交通費は、乙の負担とする

３　第一項の規定により納められた体験料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1)　乙が、病気その他の理由により体験することができなくなったとき。

(2)　甲が、公益上その他やむを得ない理由により移住体験の承認を取り消したとき。

（遵守事項）

第５条　乙は、移住体験住宅を利用するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵

守しなければならない。

(1)　移住体験を目的として利用すること。

(2)　移住体験住宅の設備及び備品を適切に取り扱うこと。

(3)　火気の取扱いに注意するとともに、節電及び節水に努めること。

(4)　外出時及び就寝時に施錠するなど移住体験住宅を善良に管理すること。

(5)　移住体験住宅及びその敷地の清掃、除草等を適切に行うこと。

(6)　ごみを甲が定めた方法により処理すること。

(7)　移住体験住宅に新たに設備又は備品を設置しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得ること。

(8)　移住体験住宅の鍵を紛失したときは、速やかに甲にその旨を報告すること。

(9)　移住体験の期間が満了したときは、移住体験住宅及びその敷地の清掃を行うとともに、直ちに移住体験住宅の鍵を甲に返却すること。

（行為の制限）

第６条　乙は、移住体験住宅及びその敷地において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

(2)　ペットを同伴すること。

(3)　周辺住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。

(4)　物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行うこと。

(5)　営利目的の事業を開業し、又は興行を行うこと。

(6)　展示会その他これに類する催しを開催すること。

(7)　文書、図書その他印刷物を貼付し、又は配布すること。

(8)　看板、ポスター等を掲示すること。

(9)　宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行うこと。

(10)　移住体験住宅を増築又は改築すること。

(11)　その他移住体験住宅の利用にふさわしくない行為を行うこと。

（契約の解除）

第７条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1)　偽りその他不正な行為により移住体験の承認を受けたとき。

(2)　前２条の規定に違反する行為があったとき。

(3)　乙が本契約の解除を申し出たとき。

（明渡し）

第８条　乙は、第３条に定める契約期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときは、直ちに移住体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、移住体験住宅及びその敷地を原状回復しなければならない。

（立入り）

第９条　甲は、移住体験住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の管理運営上特に必要があるときは、乙の承諾を得ずに移住体験住宅に職員を立ち入らせるこ

とができるものとする。

２　乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による職員の立入りを拒否することはできない。

（損害賠償）

第１０条　乙は、故意又は過失により移住体験住宅又は移住体験住宅に備え付けられた設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに甲に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

（事故免責）

第１１条　移住体験住宅及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、移住体験住宅及びその敷地で発生した事故について、甲はその責めを負わないものとする。

（協議）

第１２条　甲及び乙は、本契約書の定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について、疑義が生じたときは、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

年　　月　　日

甲（賃貸人）　住　所　　秦野市桜町一丁目３番２号

氏　名　　秦野市長　高　橋　昌　和　㊞

乙（賃借人）　住　所　　○○○○○○○○○○○○○

氏　名　　○　○　○　○　　㊞

別紙２　備え付け備品一覧

家電製品	エアコン	食器類	急須、湯のみ
家電製品	テレビ	食器類	スプーン、ナイフ、フォーク
家電製品	炊飯器	食器類	台所用洗剤、スポンジ
家電製品	冷蔵庫	風呂設備	給湯器
家電製品	オーブンレンジ	風呂設備	風呂イス
家電製品	電気ケトル	風呂設備	手桶
家電製品	洗濯機	風呂設備	バスマット
家電製品	ドライヤー	風呂設備	風呂用洗剤、ブラシ
家電製品	掃除機	トイレ設備	洋式ウォッシュレット機能付
家電製品	扇風機	トイレ設備	トイレットペーパー
家電製品	ファンヒーター	トイレ設備	トイレ用洗剤、ブラシ
調理器具	ＩＨクッキングヒーター	掃除用具	ほうき、塵取り、雑巾
調理器具	カセットコンロ	掃除用具	バケツ
調理器具	両手鍋、片手鍋、土鍋	掃除用具	クイックルワイパー
調理器具	フライパン（大・小）	洗濯用品	洗濯かご
調理器具	やかん	洗濯用品	洗濯ハンガー
調理器具	ボウル（大・中・小）	その他	スリッパ
調理器具	ざる	その他	ティッシュペーパー
調理器具	包丁（大・小）	その他	懐中電灯
調理器具	まな板	その他	応急救急セット
調理器具	フライ返し	その他	Ｗｉ－Ｆｉ
調理器具	菜箸	その他	座布団
調理器具	おたま	その他	消火器
調理器具	おたま（網）	その他	ごみ箱
調理器具	缶切り（栓抜き）	その他	ハンドソープ
調理器具	計量カップ		
調理器具	ピーラー		
調理器具	キッチンはさみ		
調理器具	トング		
調理器具	泡立て器		
調理器具	ヘラ、木ヘラ		
調理器具	しゃもじ		
調理器具	おろし金		
食器類	皿（大・中・小）		
食器類	お茶碗、汁椀		
食器類	コップ、コーヒーカップ		

＜参考＞　備え付け備品写真（一部）

食器　各種	

調理器具　各種	

＜参考＞　ふとんレンタルのご案内

〇内容：・枕　・シーツ　・敷きふとん　・掛けふとん

※夏：肌掛けふとん又はタオルケット

冬：羽毛掛けふとん及び毛布

〇利用方法：申込書ご提出時に、ご連絡をお願いします。

〇レンタル料金表（１名分）※現金払い

宿泊数	金額
１泊	２，７００円
２泊	４，５００円
３泊	６，０００円
４泊	６，９００円
５泊	７，４５０円
６泊	８，０００円

例：４名で６泊した場合

４セット×８，０００円＝３２，０００円

【人気イベント】お試し住宅ご利用の方限定（１０月から１２月まで）

「カフェ１５３２（みくるべたまご）」にて、**①「ホットケーキ作り」、②「シフォンケーキ作り」、③「だし巻き卵作り」**が体験できます。秦野市上地区を肌に感じる絶好のチャンスです。

「カフェ１５３２」（住所：秦野市菖蒲１５３２－２９）とは...
みくるべたまご（丹沢山麓、神奈川県秦野市三廻部の山あいで太陽の光を浴び大地をかけまわっている元気な地鶏が産み落とした放し飼い有精卵）を使用した料理を提供する自然豊かな環境に囲まれたカフェです。

体験料：９５０円（税込）／名（※未就学児無料）
※体験料は当日現金での支払いとなります。

体験内容：濃厚な地元産「みくるべたまご」を使用したホットケーキ作りなど。飲食を楽しみながら、気さくな店主（山本さん）と地元ならではの話で花を咲かせてみませんか。

体験日：お試し住宅ご利用期間中で調整します（第１、３土曜日を除く）。

店　内	店主の山本さん
店内から見える風景	手作りのプリンとコーヒー

※ご希望の方は、申込フォームの「その他」に「①ホットケーキ作り」、「②シフォンケーキ作り」、「③だし巻き卵作り」のいずれか一つを入力してください。

【第二弾イベント】１１月２８日（土）を宿泊期間とするご利用者様限定

秦野市
上地区いなか暮らし体験ツアー

里地里山とともにある暮らし。
憧れのいなか暮らしを今、ここで。

11月28日(土)

9:00～15:00

【参加条件】

11月28日(土)の宿泊を含めることを条件に、
2泊3日から6泊7日まで利用可能
※参加費無料

アクセス

電子申請で
お申込み

HPはこちら

お問い合わせ
お申し込みは

秦野市森林ふれあい課
0463-82-9631
shinrin-f@city.hadano.kanagawa.jp

※体験イベントに参加されない方は、この期間でのお試し住宅はご利用できません。